

正

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法第12条第1項の規定による許可を申請します。 令和 年 月 日 東京都多摩建築指導事務所長 殿 申請者 氏 名				※ 手 数 料 欄	
1 宅地の所在及び地番					
2 宅地の面積		平方メートル			
3 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切 土	立方メートル		
		盛 土	立方メートル		
	ハ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ニ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 の り 寸 法	延 長
				センチメートル	メートル
	ホ かけ面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工程の概要					
4 宅地造成に関する工事の許可番号					
5 変更の理由					
6 その他必要な事項					
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 変更許可に当たって付した条件	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係 員 印				係 員 印	

副

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 許可通知欄	この申請書及び添付書類に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して、許可しましたので通知します。					
	多建開 規変第 号 令和 年 月 日 申請者 殿 東京都多摩建築指導事務所長 印					
条件						
1	宅地の所在及び地番					
2	宅地の面積				平方メートル	
3 工事の変更に係る事項	イ	切土又は盛土をする土地の面積			平方メートル	
	ロ	切土	立方メートル			
		盛土	立方メートル			
	ハ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	ニ	排水施設	番号	種類	内のり寸法	延長
					センチメートル	メートル
ホ	がけ面の保護の方法					
ヘ	工事中の危害防止のための措置					
ト	その他の措置					
チ	工程の概要					
4	許可番号					
5	変更の理由					
6	その他必要な事項					
1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。) 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。						

別記第一号様式の三(細則第4条)

[注 意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
- 3 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。